



県章

# 山形県公報

令和6年4月2日(火)

第491号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……404
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定……………(同) ……405
- 同……………(同) ……同
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……406
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……407
- 同……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……同
- 同……………(同) ……408
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……409
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(税 政 課) ……同
- 同……………(同) ……411
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……412
- 同……………(同) ……413
- 同……………(同) ……414
- 同……………(同) ……415
- 同……………(同) ……416
- 同……………(同) ……417
- 同……………(同) ……418
- 同……………(同) ……419
- 同……………(同) ……420

## 告 示

### 山形県告示第269号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人アシスト 酒田市みずほ二丁目8番地の4	アシスト児童デイサービスセンター 酒田市みずほ二丁目8番地の4	放課後等デイサービス	令和 6. 4. 1

### 山形県告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社山王フジックス	シニアタウン山王フジックス 鶴岡市山王町14番23号	特定施設入居者生活介護	令和 6. 4. 1

### 山形県告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
サードステージ株式会社	訪問看護ステーション 澄花 鶴岡市大山字堤下2番31号	訪問看護	令和 6. 3. 31
有限会社山王フジックス	山王フジックスヘルパーステーション 鶴岡市山王町14番23号	訪問介護	同
有限会社山王フジックス	デイサービスセンター安心 鶴岡市山王町14番23号	通所介護	同
社会福祉法人朝日ぶなの木会	短期入所生活介護事業所ぶなの杜 鶴岡市熊手字東村152番地1	短期入所生活介護	同

### 山形県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
サードステージ株式会社	訪問看護ステーション 澄花 鶴岡市大山字堤下2番31号	介護予防訪問看護	令和 6. 3. 31
社会福祉法人朝日ぶなの木会	短期入所生活介護事業所ぶなの杜 鶴岡市熊手字東村152番地1	介護予防短期入所生活介護	同

**山形県告示第273号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人共生 鶴岡市本町三丁目2番5号	障害者支援センター「よつばの里」 鶴岡市本町三丁目2番5号	生 活 介 護	10名	令和 6. 4. 1
NCR株式会社 奈良県橿原市八木町三丁目2番23	みんなのサラダ 鶴岡市大塚町12番22号	就労継続支援（B型）	20名	同

**山形県告示第274号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
医療法人社団みつわ会 鶴岡市茅原町26番23号	のぞみの園 医療型短期入所 鶴岡市茅原町26番23号	短 期 入 所	令和 6. 4. 1

**山形県告示第275号**

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡白鷹町大字広野字向川原257番1	田	308

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和6年6月	10年	36,960円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

**山形県告示第276号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

鶴岡市、酒田市、最上郡戸沢村、東田川郡三川町、同郡庄内町及び飽海郡遊佐町

2 基本測量を実施する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 作業の種類

基本測量（空中写真撮影）

**山形県告示第277号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

村山市大久保地内

2 公共測量を実施した期間

令和5年9月25日から令和6年3月13日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第278号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

東根市大字長瀬地内

2 公共測量を実施した期間

令和5年9月25日から令和6年3月13日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第279号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上山市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鏡 隆 夫	上山市宮脇字山岸185番地

**山形県告示第280号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、泉田川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	星 川 智 子	最上郡金山町大字金山427番地
監 事	山 科 朝 則	新庄市上金沢2527番地

**山形県告示第281号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新庄土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	浅 沼 玲 子	新庄市大字松本207番地

**山形県告示第282号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3
- 3 認可年月日  
令和6年3月25日

**山形県告示第283号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大蔵村土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡大蔵村大字清水2309番地4
- 3 認可年月日  
令和6年3月27日

**山形県告示第284号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
農地整備事業 (経営体育成型)	手ノ子地区	令和6年3月22日

**山形県告示第285号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
農村地域防災減災事業 (ため池整備)	川戸・金剛地区	令和6年3月22日

**山形県告示第286号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市豊田地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和6年1月15日から同年3月21日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第287号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域

米沢市内（桜木町、駅前二丁目、下花沢二丁目、東二丁目、東三丁目、金池四丁目、金池五丁目、鍛冶町、花沢町、花沢町一丁目、中央一丁目、丸の内二丁目地内）

- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年11月27日から令和6年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

#### 山形県告示第288号

次の開発行為は、完了した。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和5年9月20日 指令村総建第210号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町南一丁目9732番、9733番、9734番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市神町東一丁目20番30号 アップルハウス有限会社

#### 山形県告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第363号
- 2 指定の場所 南陽市柵塚字李ノ木1632番地1の一部、1672番4の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 114.55メートル
- 4 指定年月日 令和6年3月27日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、大規模システム統合基盤再構築に伴う山形県税務総合電算システム移行業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日時 令和6年5月14日（火） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 大規模システム統合基盤再構築に伴う山形県税務総合電算システム移行業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年6月30日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内において、都道府県税事務全般に係るコンサルティング、システム設計、システム開発等を受託した実績があること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務システム担当 電話番号023(630)2096

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年4月18日（木）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月12日（金）午後3時までに山形県総務部税政課税務システム担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)から(10)までに係る事項を証明する書類（(8)に係る事項を証



- 明する書類にあっては、(5)に掲げる要件を満たすことを証明するものに限る。)を提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Transition to Yamagata Prefectural Tax Computer System due to the reconstruction of The Yamagata Prefectural Government's mission-critical system integration infrastructure: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 14, 2024
- (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2096

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システム利用環境導入及び運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和6年5月14日（火） 午前10時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム利用環境導入及び運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年6月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務システム担当 電話番号023(630)2096

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした落札者とする。

8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年4月18日（木）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月12日（金）午後3時までに山形県総務部税政課税務システム担当に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類を提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Installation and operation management for the use of the Yamagata Prefectural Tax Computer System: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. May 14, 2024

(3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2096

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和6年8月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ山形北本店

山形市嶋南四丁目3番3号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

3 変更年月日

令和5年6月15日

4 届出年月日

令和6年3月15日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月2日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び東根市役所において令和6年8月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ東根店

東根市中央南二丁目11番43号外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

3 変更年月日

令和5年6月15日

4 届出年月日

令和6年3月15日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月2日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び寒河江市役所において令和6年8月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ寒河江店

寒河江市新山町22番1外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

3 変更年月日

令和5年6月15日

4 届出年月日

令和6年3月15日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月2日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和6年8月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新庄店

新庄市金沢字南沢1814番1外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

3 変更年月日

令和5年6月15日

4 届出年月日

令和6年3月15日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和6年8月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ米沢パワフル館

米沢市塩井町塩野2番1号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
共栄運輸株式会社	千葉県木更津市潮浜二丁目1番地23	平 井 秀 幸

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

4 変更年月日

令和5年6月15日

5 届出年月日

令和6年3月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び長井市役所において令和6年8月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ長井店  
長井市館町北6番地6外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

3 変更年月日

令和5年6月15日

4 届出年月日

令和6年3月15日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び高畠町役場において令和6年8月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ南陽高島店  
東置賜郡高島町深沼2890番地外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則



（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

3 変更年月日

令和5年6月15日

4 届出年月日

令和6年3月15日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和6年8月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ鶴岡店

鶴岡市美咲町21番地2外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳

3 変更年月日

令和5年6月15日

4 届出年月日

令和6年3月15日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び酒田市役所において令和6年8月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン酒田亀ヶ崎ショッピングセンター  
酒田市あきほ町120番1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井 出 武 美

DCMホームック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石黒靖規
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡田義則

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22の7	石黒靖規
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高橋淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号	矢嶋孝行
株式会社清川屋	鶴岡市宝田一丁目4番25号	伊藤秀樹
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番9号	盛田良紀
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田尚子
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田努
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅倉俊一
有限会社タキヤ	東田川郡庄内町余目字下梵天塚39番地5	大滝正博
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	松田裕史
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤松正文
有限会社尾川園	酒田市中町二丁目3番11号	尾川勝次
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡田義則
株式会社山形フラワーセンター	山形市和合町三丁目1番50号	齊藤秀昭
株式会社チャイルドまつや	秋田県秋田市中通二丁目6番46号	新開明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	河合映治

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井 出 武 美
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号	矢 嶋 孝 行
株式会社清川屋	鶴岡市宝田一丁目4番25号	伊 藤 秀 樹
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番9号	盛 田 良 紀
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂 田 尚 子
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	柳 沼 忠 広
有限会社タキヤ	東田川郡庄内町余目字下梵天塚39番地5	大 滝 正 博
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	松 田 裕 史
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤 松 正 文
有限会社尾川園	酒田市中町二丁目3番11号	尾 川 勝 次
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳
株式会社山形フラワーセンター	山形市和合町三丁目1番50号	齊 藤 秀 昭
株式会社チャイルドまつや	秋田県秋田市中通二丁目6番46号	新 開 明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地	河 合 映 治

3 変更年月日

- (1) DCM株式会社に係るもの 令和3年3月1日
- (2) 株式会社ダイユーエイトに係るもの 令和5年3月1日
- (3) 株式会社デンコードーに係るもの 令和5年6月15日

4 届出年月日

令和6年3月15日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見